## 大阪市における商業の概況

平成16年6月1日現在で実施した「平成16年商業統計調査」の本市の集計結果がまとまったので、その概要を紹介する。

この調査は、経済産業省所管のもとで、統計法に基づく指定統計調査(第23号)として、昭和27年に第1回調査を行って以来、昭和51年までは2年ごとに、平成9年までは3年ごとに、以降5年ごとに調査を実施し、その中間年(本調査の2年後)に簡易調査を実施している。

今回の調査は簡易調査にあたり、総務省所管の 事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査と 同時に実施された。

#### 【調査の範囲】

日本標準産業分類「大分類 J - 卸売・小売業」 に属する事業所。ただし、次に挙げるものは調査 対象から除かれる。

- (1) 国、地方公共団体に属する事業所
- (2) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料 道路内等、有料施設内に設けられている事業所 (ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にあ る別経営の事業所は調査の対象とする。)
- (3) 休業中、開業準備中、清算中の事業所で調査日に専従の従業者がいないもの
- (4) 百貨店、スーパーマーケットなどの構内で 「消化仕入れ」(売上仕入れ)している売場

## 【調査の系統】

(1) 調査員調査

経済産業省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 -調査員 - 対象事業所

(2) 本社等一括調査経済産業省又は都道府県 - 対象企業

# 【用語の解説】

(1) 卸売業

主として卸売業、小売業、サービス業、工場・ 病院・学校・官公庁などの産業用使用者に対し て商品を販売する事業所のことで、具体的には 卸売商、問屋、商社、商事会社、貿易商、製造 業者の販売事業所などが該当する。

(2) 小売業

主として個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所のことで、小売と同種商品の修理を兼ねる事業所、菓子・豆腐などの製造小売を行う事業所及び訪問販売・通信販売の事業所も含む。

(3) 事業所

主として有体商品の売買業務を行っている 事業所で、一定の場所で商品の卸売、商品売買 の代理、仲立、又は小売の業務を行っているす べての事業所をいう。

(4) 従業者

平成16年6月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している者で、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者(正社員・正職員、パート・アルバイト等をいう。一定の期間を定めずに若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している者、また、平成16年の4月、5月のそれぞれの月において、18日以上雇用した者も含む。)をいう。

(5) 就業者

従業者に臨時雇用者と出向・派遣受入者を併せたものをいう。

- ア 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- イ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社 など別経営の事業所から派遣されている人を いう。
- (6) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31 日までの1年間の有体商品の販売額で、消費税 を含めた額をいう。

(7) その他の収入額 平成15年4月1日から平成16年3月31 日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業 出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額等、 商品販売額以外の収入額をいう。

(8) 売場面積(小売業のみ)

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を 販売するために、実際に使用する売場の延床面 積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車(新車・ 中古車)小売業、畳小売業、建具小売業、新聞 小売業、ガソリンスタンド及び店頭販売を行っ ていない訪問販売や通信・カタログ販売の事業 所は除く。

### 利用上の注意

(1) 特殊法人、公益法人事業所について

かつて特殊法人や認可法人であった独立行 政法人の事業所も、民営の事業所となり調査の 対象になる。ただし、かつて国や地方公共団体 の組織であった独立行政法人(特殊法人と合併 して独立行政法人となったものは除く)や日本 郵政公社、国立大学法人、大学共同利用機関法 人地方独立行政法人(公立大学法人を含む)は 調査の対象とはならない。

- (2) 統括管理事務所について 統括管理事務所(管理業務を行っている本社 等)は集計していない。
- (3) 農業協同組合について

一つの構内(建物)で単一の事業活動を行っている農業協同組合の事業所は、一つの事業所として調査するが、一つの構内(建物)で共済事業や信用事業と併せて、商業活動も行っている場合は、農業協同組合全体を一つの事業所とするとともに、個々の商業事業所もそれぞれ調査の対象となる。

- (4) 本文中及び統計表の数値は、単位未満を四捨 五入しているため必ずしも総数と一致しない。
- (5) 今回の数値結果は本市が独自に集計したものであるため、大阪府、経済産業省が公表する数値と若干相違することがある。